

第105号議案

和解について

上記の議案を提出する。

令和7年12月19日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき提出します。

和解について

下記のとおり、和解する。

記

1 和解の相手方

別表の被告、所有者及び占有者欄に記載の者

2 事件名

建物収去土地明渡等請求事件

3 和解条項

第1 前文

台東区は、本件訴訟において、被告らが占有している土地が道路であって、被告らに占有権原がないと主張して明渡しを求めてきた。

被告らは、上記土地の占有権原があり、長年にわたり、伝法院通りに商店街を形成し、様々な行事に参加するなどして浅草の観光に貢献してきたことなどを主張してきた。

裁判所が、本件訴訟の解決に当たり、和解による方法が相当であるとして、和解を勧告したことを受け、台東区は本件訴訟の早期解決のため、被告らは今後の浅草の発展のため、互譲の上、第2本文記載の和解内容に合意する。

第2 本文

1 被告ら及び利害関係人らは、台東区に対し、連帶して、令和8年7月31日限り、別紙物件目録に記載の各建物（以下「本件各建物」という。）を収去して、別紙物件目録に記載の各土地（以下「本件各土地」という。）を明け渡す。

- 2 被告らは、本件各土地の路面を原状に復旧し、一般通行の安全性を確保し、前項の明渡期限までに、原状回復工事に関する台東区の確認を受ける。
- 3 被告ら及び利害関係人らは、台東区に対し、連帶して、本件各土地の明渡しまでの占用料相当損害金として、金800万円の支払義務があることを認める。
- 4 被告ら及び利害関係人らは、台東区に対し、連帶して、前項の金員を次のとおり分割して、台東区指定の口座に振り込む方法によって支払う。振込手数料は被告ら及び利害関係人らの負担とする。
 - (1) 令和7年12月31日限り 金400万円
 - (2) 令和8年3月31日限り 金400万円
- 5 被告ら及び利害関係人らは、本件各土地を明け渡すまで、本件各建物の所有権及び占有権を第三者に移転しない（ただし、別表「建物」欄記載の各建物に対応する「所有者」欄記載の利害関係人に対する所有権の移転並びに「占有者」欄記載の被告及び利害関係人に対する占有権の移転を除く。）。
- 6 被告ら及び利害関係人らが、第1項の明渡しを遅滞し、又は前項に違反したときは、上記遅滞又は違反のある別表「土地」欄記載の土地又は「建物」欄記載の建物（以下、併せて「遅滞不動産」という。）に対応する「被告」欄記載の被告並びに「所有者」欄及び「占有者」欄記載の被告及び利害関係人は、台東区に対し、遅滞不動産ごとに、上記被告及び利害関係人が連帶して、金665万6100円及

び令和8年8月1日から上記土地の明渡し済みまで1日当たり金1万円の割合による違約金をそれぞれ支払う。

7 第1項により台東区が本件各土地の明渡しを受けたときは、台東区は、被告らに対する別表「建物」欄記載の各建物に対応する「仮処分事件」欄記載の各仮処分申立事件の申立てをそれぞれ取り下げ、同申立事件の決定に基づく執行申立てを取り下げる。

8 被告らは、台東区に対し、台東区が別表「仮処分事件」欄記載の各仮処分申立事件について供託した「供託担保」欄記載の担保の取消しに同意し、その取消決定に対して抗告しない。

9 被告ら及び利害関係人らは、第1項に定める本件各建物の収去を行うに当たり、本件各土地及びその周辺の安全の確保の観点から、収去作業開始の14日前までに、被告ら及び利害関係人らを代表する2名を通じて、台東区（都市づくり部道路管理課）の担当者に対し、作業内容及び日程等を報告し、台東区の必要に応じて、その内容を調整するものとする。

10 台東区は、その余の請求を放棄する。

11 台東区、被告ら及び利害関係人らは、台東区と被告らとの間及び台東区と利害関係人らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

12 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

物件目録

1 土地（土地1の1から土地29まで）

所 在 台東区浅草二丁目3番5号から13号まで
地 番 台東区浅草二丁目49番地2地先
地 目 公衆用道路

2 建物（建物1の1から建物29まで）

所 在 台東区浅草二丁目3番5号から13号まで
地 番 台東区浅草二丁目49番地2地先
家屋番号 (未登記につきなし)
種 類 店舗
構 造 鉄骨造り平家建



別表

事件番号	建物	土地	被告	所有者	占有者	仮処分事件	供託担保
東京地方裁判所令和4年(ワ) 第一号	建物1の1	土地1の1	—			東京地方裁判所令和2年(ヨ) 第一号事件	東京法務局令和2年度金 第一号
	建物1の2	土地1の2	—			同一号事件	同一号
同一号	建物2	土地2	—			同一号事件	同一号
同一号	建物3	土地3	—	—		同一号事件	同一号
同一号	建物4の1	土地4の1	—		—	同一号事件	同一号
同一号	建物4の2	土地4の2	—		—	同一号事件	同一号
同一号	建物5	土地5	—			同一号事件	同一号
同一号	建物6	土地6	—			同一号事件	同一号
同一号	建物7	土地7	—、—		—	同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物8	土地8	—	—		同一号事件	同一号
同一号	建物9	土地9	—			同一号事件	同一号
同一号	建物10	土地10	—			同一号事件	同一号
同一号	建物11	土地11	—、—	—		同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物12	土地12	—			同一号事件	同一号
同一号	建物13	土地13	—、—			同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物14の1	土地14の1	—、—、—			同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物14の2	土地14の2	—、—、—			同一号事件	同一号
同一号	建物15	土地15	—			同一号事件	同一号
同一号	建物16	土地16	—			同一号事件	同一号
同一号	建物17	土地17	—			同一号事件	同一号
同一号	建物18	土地18	—			同一号事件	同一号
同一号	建物19	土地19	—		—	同一号事件	同一号
同一号	建物20	土地20	—			同一号事件	同一号
同一号	建物21	土地21	—			同一号事件	同一号
同一号	建物22	土地22	—			同一号事件	同一号
同一号	建物23	土地23	—			同一号事件	同一号
同一号	建物24	土地24	—			同一号事件	同一号
同一号	建物25	土地25	—		—	同一号事件	同一号
同一号	建物26	土地26	—	—	—	同一号事件	同一号
同一号	建物27	土地27	—、—			同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物28	土地28	—、—			同一号事件 (—)	同一号
同一号	建物29	土地29	—、—		—	同一号事件 (—)	同一号

(注)「建物」欄記載の建物及び「土地」欄記載の土地は、別紙物件目録の各建物及び土地である。

(注)表中の「—」は記載省略を表す。